

2. 職員の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
		千円	千円	千円	%	%
令和6年度	45,688 人	23,923,245	711,845	4,499,331	18.8	17.6

※ 普通会計には、水道職員などの公営企業等にかかる経費は含まれていません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

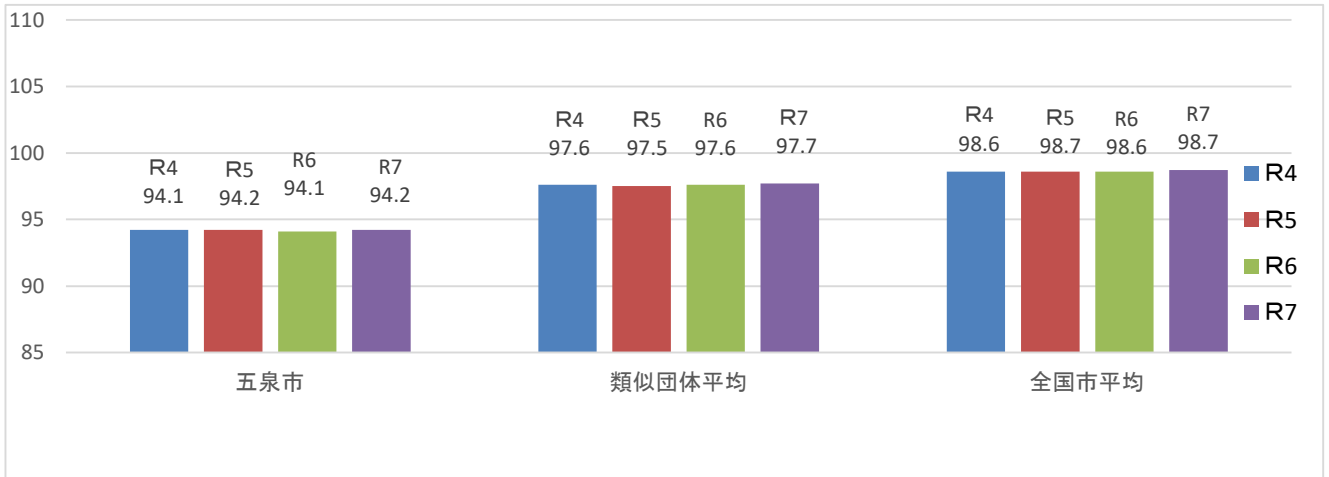
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	482人	1,661,793	202,311	678,232	2,542,336	5,275	6,004

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の水道職員などの公営企業を除いた人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を示す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

五泉市は人事委員会を設置していないため、記載する事項はありません。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔**実施** 未実施 〕

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び五泉市の支給割合)

(支給割合) 五泉市は支給対象地域外。ただし、派遣職員等で規則に定める地域に在勤する職員に2%を支給。

(実施時期) 段階的に支給割合を引下げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日時点は1%を支給。令和9年4月1日以降は支給なし。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国基準による支給割合	3%	2%	1%	0%
五泉市の支給割合	3%	2%	1%	0%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五泉市	41.6 歳	314,100 円	350,474 円	329,508 円
新潟県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	414,480 円	-
類似団体	42.3 歳	325,941 円	386,178 円	355,674 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
五泉市	55.2歳	19	315,500円	333,658円	321,553円	—	—	—	—
うち 管理員	61.1歳	3	319,500円	327,567円	322,700円	他に分離されない運搬・清掃・包装等従事者	50.8歳	224,800円	1.46
うち 調理員	51.4歳	10	305,200円	314,160円	311,440円	飲食物調理従事者	43.3歳	238,800円	1.32
うち 自動車運転手	58.6歳	6	330,500円	368,950円	337,600円	乗用自動車運転者	63.2歳	215,800円	1.71
新潟県	53.7歳	140	309,925円	366,087円	341,488円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703	294,567円	337,907円	—	—	—	—	—
類似団体	51.7歳	12	299,324円	330,782円	311,434円	—	—	—	—

区分	参考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員(C)	対応する民間の類似職種	民間(D)	C/D
五泉市	—	—	—	—
うち 管理員	5,437,612円	他に分離されない運搬・清掃・包装等従事者	3,165,900円	1.72
うち 調理員	5,215,056円	飲食物調理従事者	3,169,000円	1.65
うち 自動車運転手	6,124,570円	乗用自動車運転者	2,791,400円	2.19

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和4～令和6年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		五泉市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	192,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (令和7年4月1日現在)

区分		経験年数			
		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	277,500円	343,400円	365,300円	386,300円
	高校卒	261,100円	317,100円	356,800円	376,500円
技能労務職	高校卒	—	282,200円	302,600円	307,800円

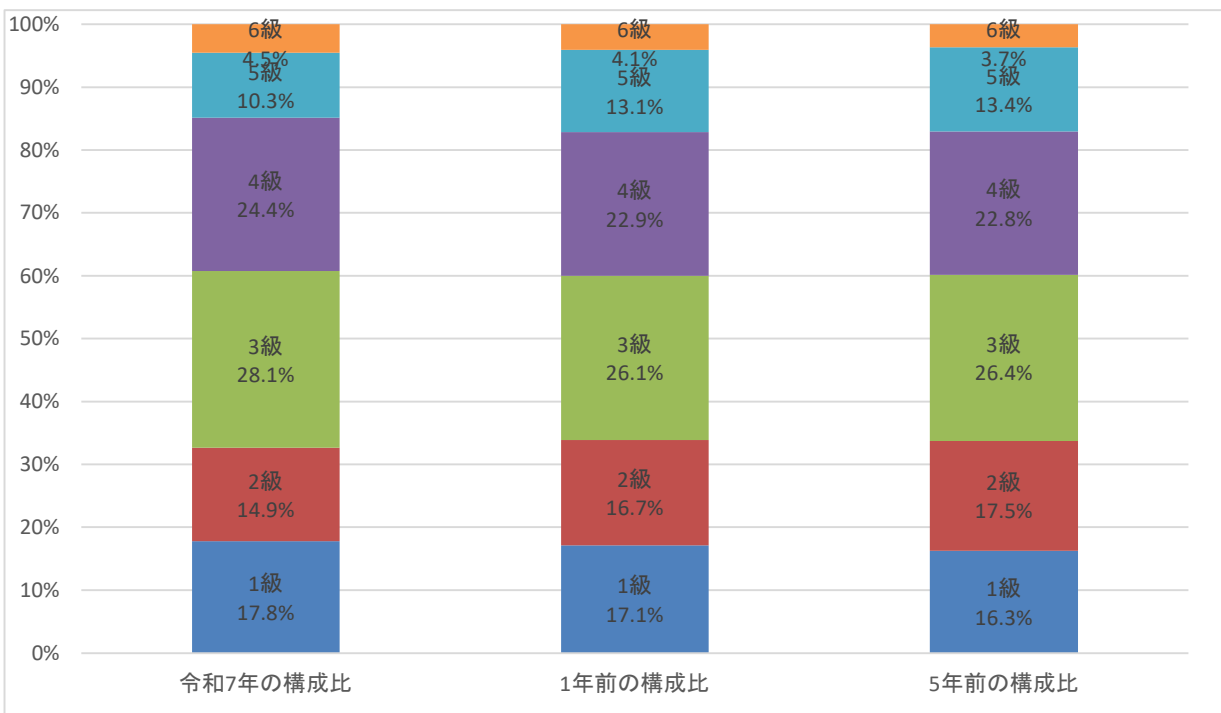
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職(保育・消防・技能労務職員等除く)の級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

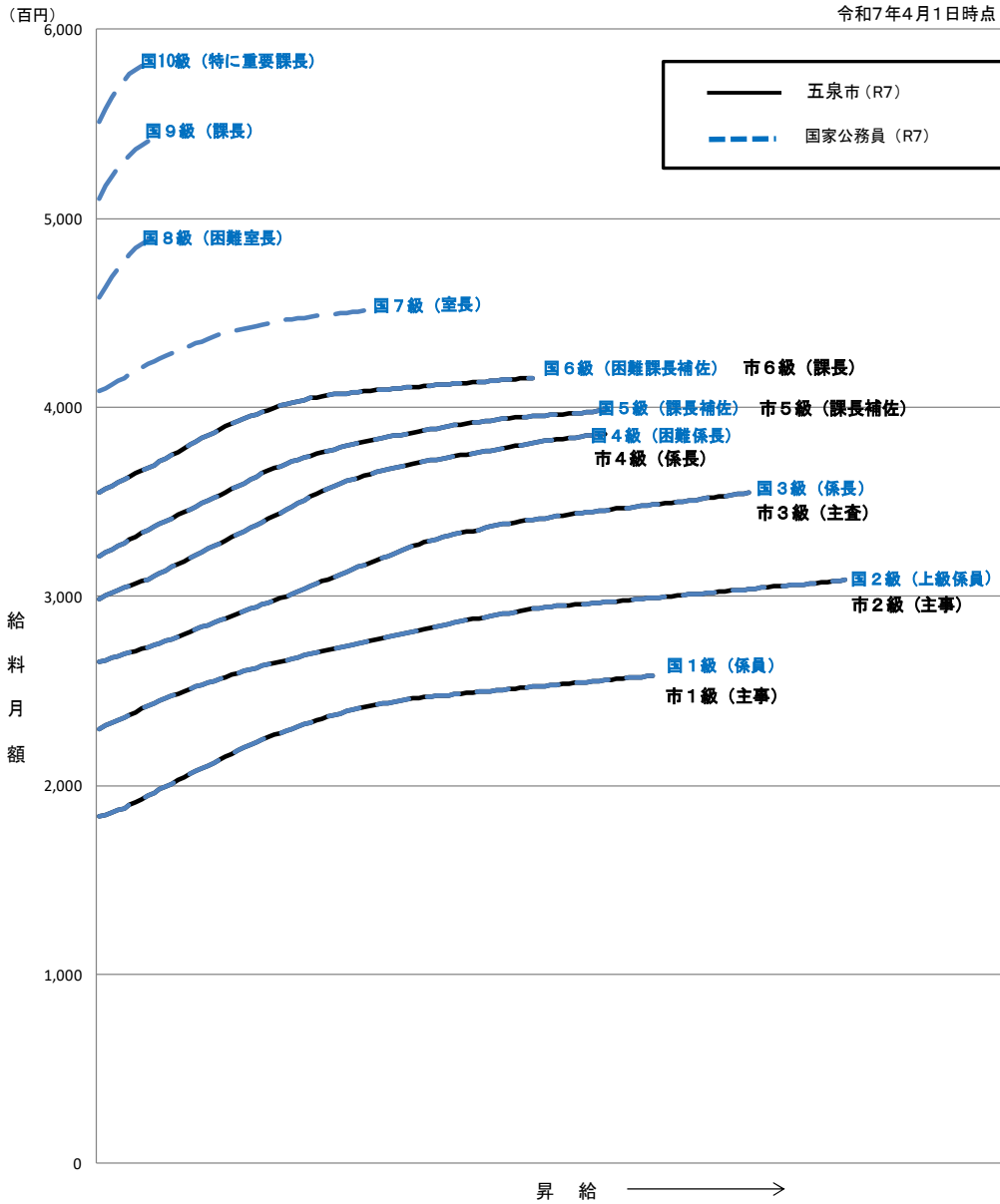
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師の職務 保健師、看護師、栄養士、司書の職務	43人	17.8%	183,500円	258,100円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保健師、看護師、栄養士、司書の職務	36人	14.9%	230,000円	308,500円
3級	主査(任)、特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う看護師の職務	68人	28.1%	265,300円	354,700円
4級	係長、課長補佐、室長、主幹、指導主事の職務 係長の職務で任命権者が指定する職務	59人	24.4%	298,800円	386,100円
5級	課長、支所長及び参事の職務 課長補佐、室長、主幹、指導主事の職務で任命権者が指定する職務	25人	10.3%	321,300円	398,200円
6級	課長、支所長及び参事等の職務で任命権者が指定する職務	11人	4.5%	355,200円	415,700円

※ 1 五泉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(五泉市)

令和7度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給部分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年4月予定		令和9年4月予定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

五 泉 市	新 潟 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,410 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1793	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.375月分) (1.025月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.375月分) (1.025月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 制度上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 15%	(加算措置の状況) 制度上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 制度上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※ ()内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(五泉市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

五 泉 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 15,698 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		205 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		66,000 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
五泉市	0%	0人	0%
新潟市	2%	2人	2%

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		2,365 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		56 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		11.8 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死病人取扱手当	従事した職員	行旅死病人の取扱業務	—	行旅死亡人 1件につき 2,000円 行旅病者 1件につき 1,000円
清掃作業手当	従事した職員	犬猫等の死骸処理作業・昆虫駆除のため噴霧器を用いての薬剤散布に直接従事した場合	15千円	1回につき 250円
火災、救急業務手当	消防職員	火災又は救急業務に従事した場合	2,329千円	火災出動1回につき 300円 救急出動1回につき 救急救命士 300円 隊員 200円
防疫等作業手当	従事した職員	感染症防疫作業 結核患者に接触する作業 家畜伝染病まん延防止作業	1千円	日額 290円 日額 290円 日額 380円 (著しく危険な場合等 760円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	69,947 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	281 千円
支給実績(令和5年度決算)	76,233 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	253 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績令和6年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算 6,500円 父母等 6,500円	同じ		39,029 千円	236千円
住居手当	借家に住居する職員に支給 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて 最高27,000円	異なる	左記との相違点 月額16,000円 最高28,000円	24,503 千円	300千円
通勤手当	通勤距離が2km以上である職員に支給 交通機関利用者 負担している運賃額に応じて 1月当たり 最高150,000円 交通用具使用者 使用距離に応じて 2,000円から最高31,600円	同じ		18,970 千円	59千円
管理職手当	管理職員に対して職務の級等に応じて 定額を支給 1月当たり 39,700円～41,600円	異なる	1月当たり 46,300円～ 130,300円	11,250 千円	488千円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により、勤務した場合支給 週休日、休日に勤務した場合 ・4時間を超える場合 10,000円 ・6時間を超える場合 15,000円 平日深夜に勤務した場合 ・4時間を超える場合 5,000円	異なる	週休日等 21,000円～ 6,000円 平日深夜 9,000円～ 6,000円	175 千円	180千円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務した時間に応じ1時間当り単価135/100を支給	同じ		28,519 千円	238千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した時間に応じ1時間当り単価25/100を支給	同じ		7,348 千円	103千円
宿日直手当	宿日直勤務 1回につき4,400円 (5時間未満の場合は2,200円)	同じ		0 千円	0千円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	市長	868,400 円	980,000 円	525,700 円
	副市長	662,200 円	794,000 円	495,700 円
	教育長	594,400 円	—	—
報酬	議長	409,400 円	530,000 円	327,000 円
	副議長	334,600 円	470,000 円	279,000 円
	議員	316,400 円	450,000 円	259,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和6年度支給割合) 3.40月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.40月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	868,400円×在職月数×0.4	16,673 千円	(在任期間毎)
	教育長	662,200円×在職月数×0.25	7,946 千円	(在任期間毎)
		594,400円×在職月数×0.2	4,280 千円	(在任期間毎)

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(市長・副市長4年=48月、教育長3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

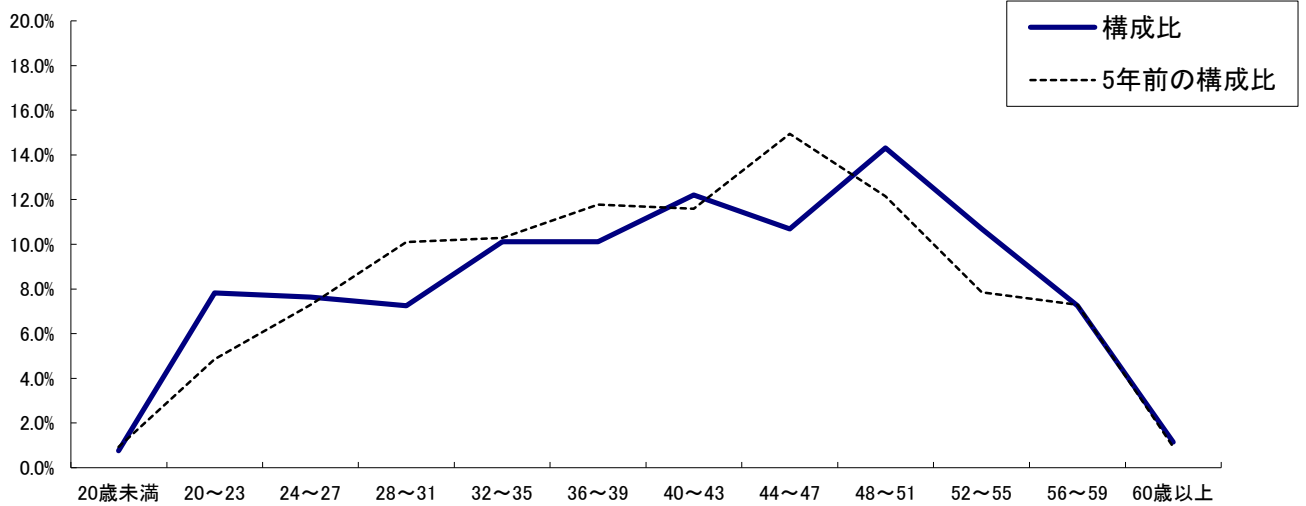
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	
		総務企画	70	69	△ 1	業務の見直し
		税 務	28	29	1	欠員の補充
		労 働	1	1	0	
		農林水産	24	24	0	
		商 工	10	10	0	
		土 木	30	28	△ 2	退職者の不補充
		民 生	149	150	1	業務の見直し
		衛 生	29	30	1	業務の見直し
		小 計	346	346	0	<参考> 人口1万当たり職員数 75.73人
	教 育 部 門	52	49	△ 3	業務の見直し	
	消 防 部 門	84	84	0		
	小 計	482	479	△ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 104.84人	
公営企業等	会計部門	水 道	18	16	△ 2	再任用職員の配置
		下 水 道	8	7	△ 1	再任用職員の配置
		そ の 他	21	22	1	業務の見直し
		小 計	47	45	△ 2	
合 計		529 [680]	524 [680]	△ 5 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 114.69人	

※ 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	4人	41人	40人	38人	53人	53人	64人	56人	75人	56人	38人	6人	524人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	341	339	340	337	346	346	5	1.5%
教育	63	62	59	56	52	49	▲14	▲22.2%
消防	83	80	84	84	84	84	1	1.2%
普通会計	487	481	483	477	482	479	▲8	▲1.6%
公営企業等会計	48	50	48	47	47	45	▲3	▲6.3%
総合計	535	531	531	524	529	524	▲11	▲2.1%

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。(各年4月1日現在)